

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に
基づく事業者設定基準届出書

沖電販販企発第36号
令和6年2月13日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号
沖 縄 電 力 株 式 会 社
代表取締役社長 本 永 浩 之
社長執行役員

別表に掲げるみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

| | |
|--------------------------|---------------------|
| みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 | |
| 第39条第8項 | 特殊変動費の差異を勘案して設定した基準 |

(別 紙)

特殊変動費の差異を勘案して設定した基準
[第39条第8項関係]

第39条第7項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

現行の特定小売供給約款の料金を設定した基準を基に、料金率は、特定需要の特殊変動費に準拠して、これまでの料金制度の沿革、料金改定の趣旨を勘案し、電気の使用形態（使用期間、使用頻度、一口当たりの使用電力量、負荷率等）、計量方法等の原価構成要素の差異を勘案して契約種別ごとの負担が公平となるよう定める。